Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分				注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 適所サービス利用時の調整（1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	(1)　訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,446 単位		−1／100	−1／100	−62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき −600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき −900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は（Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき ＋2000単位
		要介護2	9,720 単位				−111単位								
		要介護3	16,140 単位				−184単位								
		要介護4	20,417 単位				−233単位								
		要介護5	24,692 単位				−281単位								
	(2)　訪問看護サービスを行う場合	要介護1	7,946 単位	×98／100			−91単位								
		要介護2	12,413 単位				−141単位								
		要介護3	18,948 単位				−216単位								
		要介護4	23,358 単位				−266単位								
		要介護5	28,298 単位				−322単位								
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1	5,446 単位				−62単位								
		要介護2	9,720 単位				−111単位								
		要介護3	16,140 単位				−184単位								
		要介護4	20,417 単位				−233単位								
		要介護5	24,692 単位				−281単位								

ハ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費	（1月につき　989単位）
	定期巡回サービス費	（1回につき　372単位）
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	（1回につき　567単位）
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	（1回につき　764単位）

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ニ　初期加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1日につき　＋30単位）
ホ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能（イ(2)を算定する場合のみ算定）	（1回につき　＋600単位）
ヘ　総合マネジメント体制強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	(1)　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） （1月につき 1,200単位を加算）
	(2)　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） （1月につき 800単位を加算）
ト　生活機能向上連携加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	(1)　生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき　＋100単位）
	(2)　生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき　＋200単位）

チ　認知症専門ケア加算	(1)　イ又はロを算定している場合	(一)　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋90単位）
		(二)　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋120単位）
	(2)　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	(一)　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋3単位）
		(二)　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋4単位）

リ　口腔連携強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））

ヌ　サービス提供体制強化加算	(1)　イ又はロを算定している場合	(一)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき　＋750単位）	
		(二)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋640単位）	
		(三)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）	
	(2)　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	(一)　サービス提供体制強化加算（ⅰ） （1回につき　＋22単位）	
		(二)　サービス提供体制強化加算（ⅱ） （1回につき　＋18単位）	
		(三)　サービス提供体制強化加算（ⅲ） （1回につき　＋6単位）	
ル　介護職員処遇改善加算		(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×137／1000）	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
		(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×100／1000）	
		(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×55／1000）	
ヲ　介護職員等特定処遇改善加算		(1)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×63／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
		(2)　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×42／1000）	
ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき　＋所定単位×24／1000）	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]
1．単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
×○○単位　⇒　所定単位数　×　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　所定単位数×○○／100
−○○／100　⇒　所定単位数　−　所定単位数×○○／100